

議会議案第1号

宇治市福祉タクシー・ガソリン料金助成事業実施条例を制定
するについて

地方自治法第112条及び宇治市議会会議規則第14条第1項の
規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月13日提出

提出者 宇治市議会議員 山崎 匡

同 大河 直幸

同 佐々木 真由美

宇治市議会議長 真田 敦史 様

宇治市条例第 号

宇治市福祉タクシー・ガソリン料金助成事業実施条例

(趣旨)

第1条 この条例は、外出困難な心身障害者に対し、タクシー料金及びガソリン料金（軽油を含む。）の一部を助成することにより、心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図り、もって福祉の増進に寄与するため、宇治市福祉タクシー・ガソリン料金助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「福祉タクシー」とは、事業の実施に関し市と契約を結んだタクシー事業者が所有するタクシーを、「福祉ガソリン」とは、事業の実施に関し市と契約を結んだガソリンスタンドが所有するガソリンをいう。

(対象者)

第3条 この事業の利用者は、市内に居住する者で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において判定を受け療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 視覚の障害程度が1級又は2級の者
- (2) 下肢又は体幹の障害程度が1級、2級又は3級の者
- (3) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害程度が1級の者
- (4) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害程度が1級又は2級の者

(5) 療育手帳の障害の程度が A の者

(6) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が 1 級の者

(申請)

第 4 条 この事業の利用者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(利用券)

第 5 条 市長は、前条の申請書等に基づき、適当と認める者に対し利用券を交付する。

2 利用券は、1 月につき 1 2 0 0 円分とする。

3 利用券の有効期間は、交付の日から当該年度の末日までとする。

4 利用券は、再交付を行わない。ただし、汚損した場合に限り、汚損した利用券と同一枚数の新券と交換することができる。

(利用方法)

第 6 条 この事業を利用する場合、利用者は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を常に携行しなければならない。

2 福祉タクシー・ガソリンの料金は、利用券及び現金で支払わなければならない。この場合において、当該料金の 1 0 0 円未満の額については、利用券を使用することはできない。

(利用券の返還)

第 7 条 この事業の利用者が第 3 条の規定に該当しなくなつたときは、速やかに市長に利用券を返還しなければならない。

(不正使用等の禁止)

第 8 条 この事業の利用者は、利用券を不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

2 市長は、この事業の利用者が前項の規定に違反したときは、利用券の返還を命じるとともに、利用券の不正使用相当額について

返還させることができる。

(その他)

第9条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

外出困難な心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、宇治市福祉タクシー・ガソリン料金助成事業実施条例を制定するものであります。